

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

新潟厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 20 日から 47 年 4 月 25 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

会社に入社すれば厚生年金保険に加入すると思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録により確認できる元従業員のうちの複数名が、「申立人を知っている。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「昭和 45 年 5 月 20 日にA社に入社した。」として申し立てしているところ、オンライン記録により、A社は、昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったB社が、46 年 1 月 1 日に名称変更したものであることが確認できることから、申立人がA社に入社した日が 45 年 5 月 20 日であるとは考え難い。

また、A社は、「資料が保管されていないため、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明であり、保険料を控除していたかも不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社に入社した際に、厚生年金保険への加入を希望するかどうかを聞かれた記憶は無い。」としているが、申立期間当時の事業主の妻は、「現金収入を増やすために厚生年金保険に入らない人がいたということを知ったことがある。」と証言している上、昭和 46 年 1 月 4 日にA社において

厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認できる元従業員のうちの一人は、「当時、厚生年金保険への加入は希望制だったと思う。」と証言していることと、オンライン記録から、申立人は、申立期間を含む42年5月13日から57年7月1日まで国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できることを合わせて考えると、国民年金に加入して保険料を納付していた申立人が、同社において厚生年金保険に加入することを希望しなかった可能性が否定できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月 1 日から 54 年 1 月 20 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①は、母の親戚の紹介でA県に所在するB事業所に勤務していた。

申立期間②は、一時、B事業所に手伝いに行ったこともあるが、C県D市に所在するE事業所（現在は、F社）に勤務しており、子供が医療機関を受診していたことから、社会保険に加入していたと思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶するB事業所の当時の事業主名及び住み込みで働いていた同僚の氏名、並びに当該事業所の所在地は、当該事業主の国民年金被保険者名簿及び当該同僚の国民年金被保険者台帳に記載されている事業所名を含む住所と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所の元事業主は既に亡くなっていることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録において、A県内に所在する「B事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないところ、上記同僚は、申立人の申立期間①当時、厚生年金保険に加入していない上、国民年金被保険者台帳に記載されている住所がB事業所の所在地と同一であることが確認でき、昭和43年4月から平成元年までB事業所で働いていたとする者は、「B事業所

では厚生年金保険には加入せず、国民年金に加入していた。」と証言している。

- 2 申立期間②については、申立人は、「昭和 43 年 12 月頃から、D 市に所在する E 事業所に勤務した。」と申し立てているところ、申立人が記憶する申立期間②当時の E 事業所の事業主は既に亡くなっているものの、当該事業主の妻は、「申立人は、昭和 42 年か 43 年頃から勤務していた。」と証言している上、申立人が氏名を記憶する当時の同僚は、「自分は、昭和 44 年頃から 48 年頃まで勤務していた。申立人とは一緒に勤務していた時期もあった。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、F 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②より後の昭和 55 年 12 月 1 日であることが確認できる上、当該事業所は、「事業所として社会保険に加入したのは昭和 55 年からであり、それ以前についての資料を保管しておらず、事業主も代わっていることから、当時の状況については分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立期間②当時の E 事業所の事業主とその妻はいずれも、申立期間②当時には国民年金に加入し、一部の期間については保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる上、上記元同僚は、「E 事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と証言しており、申立期間②当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。